

「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業」要求水準書(案)等に関する意見回答書

No	資料名	頁/様式	該当箇所				タイトル	意見	回答
1	業務要求水準書(案)及び業務要求水準書(骨子)に関する質問回答書(No.23)	52	4	6	(1)	イ	点検・保守・経常修繕業務	「電気・機械設備機器については、点検・保守・経常修繕の他、別途、設備更新も業務範囲に含むこととします」とされていますが、(1)業務対象施設のイ建築設備のうち除外するものがあればご提示願います。	入札公告時に示す予定です。
2	要求水準書(案)	7	第2	3			(表2)解体対象施設の概要	第一事業用地の擁壁は、再利用して解体しないことも提案できるように変更頂けないでしょうか。	技術的関連から問題がない旨を県が事前に確認できることを条件に再利用することは可能です。
3	要求水準書(案)	31	第3	1	(6)	カ(イ)	q 防犯・入退室管理設備	非接触カードリーダー、生体認証は出と入り両方を設置し、警備強化とともに重要諸室の職員位置確認機能を備えることをご検討下さい。	業務要求水準書(案)に関する質問回答書のNo43をご覧ください。
4	要求水準書(案)	31	第3	1	(6)	カ(イ)	P 監視カメラ設備 q 防犯・入退室管理設備	本事業においては警備監視業務が含まれていませんので、セキュリティ関連設備の運用、点検等について事業者が実施する範囲を明示お願いいたします。	業務要求水準書(案)に関する質問回答書のNo76をご覧ください。
5	要求水準書(案)	54	第4	7	(1)		大規模修繕業務の対象	県が実施する大規模修繕の対象となる設備機器等の事業期間中の更新は、提案する長期修繕計画に則って、計画年に事業者が修繕計画を遅滞なく提出した場合は、予算確保され県が予防保全的に必ず実施頂けるようお願い致します。	業務要求水準書(案)に関する質問回答No88の通り、建築設備の設備更新は大規模修繕と位置づけ、事業範囲に含まれます。
6	要求水準書(案)	54	第4	7	(2)		大規模修繕業務の範囲	大規模修繕業務は屋上防水及び建物外壁等以外は県負担とありますが、設備機器については、大規模修繕と経常修繕の定義が明確になっておりません。各社が同条件で事業費を算出する上で重要になりますので、大規模修繕と経常修繕の明確な定義をお示しいただけるようお願い致します。	入札公告時に示す予定です。
7	要求水準書(案)	62	第6	6	(1)		厨房機器等	飲食喫茶施設運営については、採算性が厳しいことが想定されます。企業が参画しやすいように、厨房機器および光熱水費は、県がご負担いただけるようご配慮をお願いいたします。	県が負担する予定はありません。
8	要求水準書(案)資料21						セキュリティの考え方	けん銃手入れ庫、学科試験問題作成室及びクラス3(重要諸室)の重要物持ち出し防止のため、アンチパズバック機能を備えた方が宜しいと思います。	ご意見として承ります。
9	要求水準書(案)資料31		第5	(1)			管理員	管理員の4名配置は、人件費が掛かり、事業費が増大する要因になります。また、周辺道路が渋滞する時間帯は朝夕や休日に限定されると思われれます。入出庫の多い時間帯や渋滞発生時期に限るなど、繁閑に合わせて配置人数を調整できるように変更頂けないでしょうか。	利用者の安全性や周辺環境への影響等を考慮し、4名の配置を必須とします。
10	特定事業契約書(素案)	20	5章	45条	2		維持管理・運営仕様書及び事業計画書	機器の更新または大規模修繕を行う事業年度の事業計画について前年度の7月末までに県に提出・確認を受けることとなっていますが、通常業務の事業計画についても前年度7月末に提出となると軽微な修繕等が必要となった際など変更が必要となるのが予想されます。機器の更新または大規模修繕に係る計画のみ7月末までに県に提出・確認とし、機器の更新または大規模修繕以外の業務についての事業計画については通常通り当該年度開始30日前までに提出・確認と変更をお願いできないでしょうか。	ご意見として承ります。
11	特定事業契約書(素案)	23	5章	50条	1		維持管理・運営期間中の工事	業者と契約関係のない第三者の行う工事の調整業務を、事業者が行うことは困難だと思われます。また、改良工事等を施工者以外の第三者が行うことにより、電気設備等について改良工事を行う際など改良工事に起因する該当箇所以外のトラブルが起こった際についても対応が難しくなる他、後に不具合が発生した際の責任が曖昧になり修繕業務に支障をきたす恐れがあるため、発注者の判断で他の第三者に発注できるという記載については変更をお願いできないでしょうか。	改良工事等の発注先が事業者(SPC)に限定されないよう修正する予定です。
12	特定事業契約書(素案)	25	5章	53条	2		本施設の貸与	貸付料をサービス購入料から控除することを指定できるとありますが、一方、54条3項に附帯事業については、他の業務との会計とは分離することとありますので、サービス購入料からの控除は難しいと考えます。独立採算で行う事業とサービス購入料との控除はやめていただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
13	特定事業契約書(素案)	25	5章	54条	2		光熱水費等	光熱水費等県に支払うべき費用は、毎月県の請求に基づき支払うとありますが、運営企業の業務の簡素化のため四半期毎に支払うことに変更頂けないでしょうか。	原案の通りとします。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	意見	回答
14	特定事業契約書(素案)	27	5章	59条	2	業務報告書等の提出	翌月の5日までに維持管理・運営支援等業務にかかる報告書を提出となっていますが、年末年始等で作成期間がない場合も考えられるため翌月5開庁日までと変更していただけないでしょうか。	修正します。
15	特定事業契約書(素案)	28	5章	65条		第三者に生じた損害	当該施設は、不特定多数の方が利用される施設になりますので、事業者が善管注意義務を果たした上で、通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生した場合は、県の負担にして頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
16	特定事業契約書(素案)	52	別紙9	1	(3)	サービス購入料1-(1)、2-(1)	「駐車場整備費をサービス購入料1-(1)又は1-(2)に含めるかは事業者提案」とされていますが、駐車場の供用開始を本館棟の供用開始に合わせるべく施工する一方で駐車場の整備費支払時期が1-(2)となると、建設企業への工事費支払いとサービス購入料の受領時期とに2年以上もタイムラグが生じる事から、金融機関からの融資を調達する上で問題が生じる懸念があります。1-(2)とすることが、提案評価上どのように評価されるのか、具体的にお示し頂けると幸いです。	駐車場の整備を本館棟等の建設と併せて実施する場合はサービス購入料1-(1)、待合棟等の建設と併せて実施する場合はサービス購入料1-(2)に含めることを条件とします。特定事業契約書(案)で修正します。
17	特定事業契約書(素案)	61	別紙9	3	(2)	イ(ア) 対照となるサービス	サービス購入料2の採用指標について、大規模修繕業務費は「建設物価」、大規模修繕業務費以外は「毎月勤労統計調査」に基づくことになっていますが、大規模修繕業務以外の修繕更新費(設備更新等)も「建設物価」を指標として採用して頂きますようお願いいたします。	設備更新についても大規模修繕業務に含め、「建設物価」(建設物価調査会)/建築費指数/事務所を改定の指標とするよう見直す予定です。
18	特定事業契約書(素案)	61	別紙9	3	(2)	イ(表1) サービス購入料4	SPC運営費の主な内容は、税務・監査業務に掛かる外注費、保険料であり、PFI事業におけるSPCでは直接雇用の従業員が居ない場合が殆どであると思料します。また、外注費は事業期間を通じて固定金額とする契約が一般的であり、よって、物価改定の指標として実質賃金指数や現金給与総額の指標を用いてサービス購入費を変動させる事は如何かと思料致します。	サービス購入料4は改定の対象外に修正する予定です。
19	落札者決定基準(素案)	2	第4			参考価格	参考価格の設定においては、労務・資材高騰等を考慮し、本年2月国交省による公共工事設計労務単価の改定を反映したものと頂けますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
20	落札者決定基準(素案)	8	第5	2	(3)	定量化審査	免許試験場という施設用途上、より良い提案を事業に反映させるため「サービス購入料に関する事項」以外の項目について配点が高くなるようにご配慮ください。	ご意見として承ります。